

## 森づくり活動フィールド登録要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、とやまの森づくりサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）における「森づくりフィールドの登録」に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (登録の対象地)

第2条 登録の対象地は、次のとおりとする。

- (1) 県内における民有林であること。
- (2) 森林の所有者が、森づくり活動の場の提供を行う意思があること。
- (3) 森林の所有者が、登録する森林に関し情報等の公開を承認していること。

### (申込み)

第3条 登録を申し込もうとする者は、「森づくりフィールド登録申込書」をサポートセンターへ提出するものとする。

### (登録)

第4条 サポートセンターは、前条の申込があったときは、その内容を確認し、適当と認めた場合は森づくり活動フィールドに登録し、申込者へ通知するとともに、公表するものとする。

### (登録の取消し等)

第5条 登録を取り消す場合は、登録取消し届出書をとやまの森づくりサポートセンターに提出するものとする。

第6条 この要項に定めるもののほか、登録に必要な事項は、知事が別に定める。

### 附則

(施行期日) この要項は、平成20年4月1日から施行する。